

第7章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件(人口、交通、地理等)や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

図表 33 本市における教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名		区域
教育 保育	教育・保育施設	認定こども園・幼稚園・保育所
	地域型保育事業	小規模保育, 事業所内保育
地域 子ども ・ 子育て 支援 事業	1)利用者支援事業	市全域
	2)地域子育て支援拠点事業	市全域
	3)妊婦に対する健康診査	市全域
	4)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	市全域
	5)養育支援訪問事業	市全域
	6)子育て短期支援事業	市全域
	7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	市全域
	8)延長保育事業	市全域
	9)一時預かり事業	市全域
	10)病児・病後児保育事業	市全域
	11)放課後児童健全育成事業(学童保育)	市全域

本計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策を記載します。

2. 教育・保育施設の充実

(1) 教育・保育施設の需要量および確保の方策

① 考え方

子ども・子育て支援法に基づき、需要量の見込みに対し供給可能な量を踏まえ、確保の方策としました。児童数の推移や市内の住宅開発等により、当初見込んだ需要量の変動が生じた場合、令和4年度に本計画の中間見直しを実施することにより対応します。

② 認定区分について

子ども・子育て新制度では、希望する教育・保育施設を利用するために、それぞれの事由や時間に応じて、市から保育の必要性の認定を受けた上で申し込みをします。認定には、下記に挙げる3区分があります。

1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	認定こども園・幼稚園
2号認定	子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園・地域型保育事業所

③事業概要

1) 1号認定

1号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもが該当します。「保育の必要な事由」に該当しない児童が対象となり、幼児期の教育のニーズに対し、幼稚園、認定こども園による教育を行う事業です。

2) 2号認定

2号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育の必要な事由に該当する場合、保育所・認定こども園を利用することができます。保護者が幼稚園を希望する場合は、「2号I」として量を見込みます。

3) 3号認定

3号認定は0歳から満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園・地域型保育事業が利用できます。3号認定は0歳児と1・2歳児に分けて量を見込みます。

④見込み量と確保の方策

教育・保育分野の事業においては認定区分(1号・2号・3号)ごとに見込み量の推計を明示します。

供給量がニーズ量を下回る場合、計画期間内にどのように不足を解消するかについて、具体的な確保の方策を検討します。

【見込み量と確保方策】

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
1号認定	見込み量	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
			627	212	618	209	620	210	615	208	615
	確保方策	630	320	630	320	630	320	630	320	630	320
	教育施設	630	320	630	320	630	320	630	320	630	320
	過不足	3	108	12	111	10	110	15	112	15	112
2号認定	見込み量	968		954		956		950		949	
	確保方策	970		960		960		950		950	
	教育・保育施設	970		960		960		950		950	
	過不足	2		6		4		0		1	
3号認定	見込み量	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳
		100	723	100	722	99	740	98	737	98	735
	確保方策	74	538	84	633	96	687	98	735	98	735
	教育・保育施設	60	495	70	590	80	640	82	688	82	688
	地域型保育事業	14	43	14	43	16	47	16	47	16	47
過不足	-26	-185	-16	-89	-3	-53	0	-2	0	0	

※地域型保育事業とは、小規模保育・事業所内保育を指します。

[確保の方策]

- ・就学前教育・保育施設として、質の高い教育と保育が提供されるとともに高まるニーズを的確に把握し、保育所、幼稚園、認定こども園の量的拡充を図るために、地域の状況に応じたあるべき姿を求めることとします。
- ・保育所・認定こども園の整備（新設・増改築）や既存保育所の施設規模や定員の弾力化の受入状況を踏まえ、質の向上に配慮しつつ定員枠の拡大を進めます。
- ・特別保育事業や独自サービス等の実施を図っていくことで、公立保育所の民営化や業務の委託等について推進します。
- ・地域型保育事業について、小規模保育及び事業所内保育の実施を支援することを進めていくとともに、3歳になり卒園後は、連携園における受け入れを確保することとします。

3. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業

[事業の概要]

特定型は、子ども及びその保護者が、保育所・幼稚園及び認定こども園での教育・保育や一時預かり等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援を行う事業。

母子保健型は、妊娠期から子育て期にわたるさまざまな悩みに対応するため、保健師等の専門職が各機関と連携・情報共有を図り、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、希望者には支援プランを作成する事業。

[量の見込み]

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
見込み量	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	
確保方策	特定型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

※【参考】令和元年度推計実績値：2 か所

[確保の方策]

- ・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう利用者の個別ニーズを把握し、情報提供、相談、利用等の支援を図ります。
- ・保健師等の専門職が各機関と連携・情報共有を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合相談や支援をワンストップで行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業

[事業の概要]

乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

[量の見込み]

(人回)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	21,926	21,737	21,926	21,804	21,763
確保方策	21,926	21,737	21,926	21,804	21,763

※【参考】令和元年度推計実績値：21,956人回

[確保の方策]

- ・本事業の周知や充実に努め、乳幼児親子がより利用しやすい環境を目指すとともに、人口減少等に伴う量の見込みの減少や地域によるニーズ量を加味しながら、実施方法等の見直しを行いつつ拡充を図ります。
- ・つどいの広場については、保護者に寄り添う支援を意識し、充実と柔軟な運営を図ります。
- ・子育て支援センターについては、設置園の責任において、より多くの家庭に利用してもらうことを目指します。利用状況に応じた事業継続の見直しを図ります。



(3) 妊婦に対する健康診査

[事業の概要]

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施する事業。

[量の見込み]

(人回)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	6,699	6,675	6,638	6,614	6,590
確保方策	全期間 《健康状態の把握、検査計測、保健指導》 妊娠初期～23週（4週間に1回）： 《血液型、血算、血糖、梅毒血清反応、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体、風疹ウイルス抗体、ヒトT細胞白血病ウイルス-1抗体、子宮頸がん検診、超音波》 妊娠24～35週（2週間に1回）： 《末梢血液一般、グルコース、クラミジア、B型溶血性レンサ球菌、超音波》 妊娠24～35週（1週間に1回）： 《末梢血液一般、超音波》				

※【参考】令和元年度推計実績値：6,370人回

[確保の方策]

- ・妊婦健康診査について、親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に受診券を交付し、県内の医療機関に委託して実施します。
- ・妊婦健康診査の受診回数の増や、助産院や県外の医療機関での受診など検診の充実を図ります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

[事業の概要]

概ね生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

[量の見込み] (人)

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	549	547	544	542	540
確保方策	549	547	544	542	540

※【参考】令和元年度推計実績値：522 人

[確保の方策]

- ・妊娠期～子育て期までの切れ目ない支援の一環として、生後 4 か月までの子どもがいる家庭全てに対し実施します。

(5) 養育支援訪問事業

[事業の概要]

様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する具体的な指導・助言・支援等を行うことにより、当該家庭の適切な療育の実施を確保する事業。

[量の見込み] (人)

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	149	149	149	148	147
確保方策	149	149	149	148	147

※【参考】令和元年度推計実績値：150 人

[確保の方策]

- ・養育が必要な家庭に対し、訪問を実施します。

(8) 延長保育事業

[事業の概要]

保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用時間以外の時間に保育所等で引き続き保育を行う事業。

[量の見込み] (人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	811	803	810	806	804
確保方策	811	803	810	806	804

※【参考】令和元年度推計実績値:810人

[確保の方策]

- ・既存のすべての保育施設等において実施し、午前7時から午後7時までの12時間の開所を実施します。

(10) 病児・病後児保育事業

[事業の概要]

病児や病後児について、病院・保育所等に設置された専用スペース等において、保育士及び看護師が一時的に保育等する事業。

[量の見込み]

(人日)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	591	586	591	588	587
確保方策	591	586	591	588	587

※【参考】令和元年度推計実績値:592 人日

[確保の方策]

- ・市内の医療機関に委託し実施します。
- ・ファミリー・サポート・センターと連携して実施することで、利用者の利便性の向上に努めます。

(1 1) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

[事業の概要]

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に学童保育所や小学校等を利用して適切な遊び、生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

[量の見込み] (人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	698	725	658	713	693
高学年	126	131	120	129	125
合計	824	856	778	842	818

※【参考】令和元年度推計実績値:低学年 703 人 高学年 113 人 合計 816 人

[確保方策] (人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	698	725	658	713	693
高学年	126	131	120	129	125
合計	824	856	778	842	818

[確保の方策]

- ・国の「放課後こども総合プラン」に基づき、小学校に就学している全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施する事業を推進します。
- ・現在行われている放課後子ども教室について、新たな枠組を検討しながら新設及び統廃合していくことを目指します。
- ・放課後児童クラブの指導員と放課後子ども教室のコーディネーター等が連携して内容や実施日程等を検討できるよう打ち合わせを行い、研修会開催にあたって双方が参加、交流できるよう努め、資質の向上並びに意識の共有化を図ります。
- ・教育委員会は、小学校の余裕教室、特別教室の一時利用など促進を図ります。

4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、「子育てのための施設等利用給付」の制度が創設されました。本制度では、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うことが求められています。

このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等については、岡山県と連携、情報共有を図り、必要に応じて、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請し、適切な対応を進めていきます。

